



野沢温泉村

表紙写真：野沢温泉村「野沢温泉スキー場」

CONTENTS

- P.2 新年のごあいさつ
- P.6 **特集** 3月末に退職される皆さんへ／
医療保険制度の加入等／福祉事業の手続
- P.9 入学貸付・修学貸付
- P.10 老齢の年金についてのご案内
- P.14 随時改定について



<https://nagano-kyosai.jp/>

ホームページも
ご覧ください



新年のごあいさつ

長野県市町村職員共済組合
理事長 金子 ゆかり (諏訪市長)



新年明けましておめでとうございます。

令和5年の新春にあたり、組合員並びにご家族の皆さまにおかれましては、希望とともに輝かしい新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

また、平素より共済組合の業務運営に多大なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については未だ収束する気配がなく、過去2年連続で年末年始に感染者が増えており、本年はさらに季節性インフルエンザとの同時流行も懸念されていますので、引き続き、基本的な感染防止の対策を行うなど警戒が必要です。

さて、私は、昨年12月8日開催の組合会におきまして、理事長にご推挙いただき、その重責を担うこととなりました。共済組合の発展のため、一生懸命職責を果たしてまいりますので、皆さま方のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

私たちを取り巻く社会保障制度につきましては、将来にわたって制度を持続可能なものとし、全ての世代で支えていくため、各分野において制度改革が実施されています。

年金制度につきましては、より多くの人々が長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、令和2年5月に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(年金制度改正法)が成立されました。この年金制度改正法により、令和4年4月から在職定時改定の導入や在職老齢年金制度のしくみを変更され、さらに年金の受給開始時期の選択肢が拡大されました。

共済組合では、制度改革に適切に対応し、正確かつ確実な年金業務の実施に努めてまいります。

短期給付事業につきましては、昨年10月からの短時間勤務職員の適用拡大により、共済組合の短期給付

の適用となる短期組合員が約16,000人、被扶養者が約3,000人増加したことから、今後の医療費の動向、高齢者医療制度の納付金・支援金等の支出の状況を踏まえ、適正な財源率を設定すると共に、短期給付の財政状況の周知、適正受診のための普及活動及び内容審査の強化を図る必要があります。

短期財政については、引き続き、厳しい状況が予想されますが、ジェネリック医薬品の使用促進や適正な受診をしていただくための取組を行うなど、健全な事業運営に努めてまいります。

保健事業につきましては、第2期データヘルス計画に基づき、医療費分析による疾病予防の啓発及び生活習慣病改善への動機付け等、生活習慣病の発病を予防するための事業に重点を置いて実施してまいります。

皆さまには、各種検診料の助成事業、特定健康診査及び特定保健指導を積極的にご利用いただき、健康の保持増進にお役立ていただきますようお願いいたします。

また、昨年は保健事業検討会設置規程に基づく保健事業検討会において、短時間勤務職員の適用拡大等に対応するため、人間ドック等各種検診料助成の定額助成への移行及び助成券交付等の見直しの検討を行い、令和6年度からの実施に向け準備を進めてまいります。

さらには、本年4月から施行される定年の引上げに伴う組合員数の動向や、マイナンバーカードと健康保険証の一体化により現在の健康保険証を廃止する動きにも注視しながら、関係団体等と連携・協力し、将来にわたる共済組合の健全な事業運営と発展のため、最善の努力を尽くす所存でありますので、皆さまのご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、本年が皆さまにとりまして良い年となりますようご祈念申し上げ、年頭のごあいさつといたします。

新組合会議員 と役員決まる

組合会議員の任期満了に伴う選挙が、令和4年11月10日に共済組合事務所で行われ、20名の方々が新議員に決まりました。

新議員の任期は令和4年12月1日から2年間となります。

12月8日に招集された第175回組合会において役員選挙が行われ、下表のとおり選任されました。

組合会では、定款の変更、毎事業年度の事業計画、予算、決算および重要な財産の処分等重要事項の議決を行うこととなっています。

理事長に

金子 ゆかり 氏(諏訪市長)を選出

▶ 新組合会議員および役員一覧

市 町 村 長 側		
役 職 名	氏 名	所 属 所 職 名
理 事 長	金子 ゆかり	諏 訪 市 長
理事(理事長職務代理者)	藤 巻 進	軽 井 沢 町 長
理 事	小 泉 俊 博	小 諸 市 長
理 事	下 平 喜 隆	豊 丘 村 長
監 事	小 田 切 康 彦	宮 田 村 長
組合会議員	土 屋 陽 一	上 田 市 長
組合会議員	今 井 敦	茅 野 市 長
組合会議員	貴 舟 豊	大 桑 村 長
組合会議員	山 村 弘	坂 城 町 長
組合会議員	峯 村 勝 盛	飯 綱 町 長

職 員 側		
役 職 名	氏 名	所 属 所 職 名
理事(代表)	高 柳 康 広	中 川 村 職 員
理 事	吉 池 靖 明	上 田 市 職 員
理 事	西 澤 正 樹	千 曲 市 職 員
理 事	木 下 雄 貴	大 鹿 村 職 員
監 事	一ノ瀬 幸 治	松 本 市 職 員
組合会議員	伊 藤 祐 子	岡 谷 市 職 員
組合会議員	桐 山 大	駒 ヶ 根 市 職 員
組合会議員	小 澤 誠 一	大 町 市 職 員
組合会議員	飯 塚 雅 人	佐 久 市 職 員
組合会議員	岡 田 孝 夫	木 島 平 村 職 員

▶ 学識経験監事

役 職 名	氏 名	備 考
学識経験監事	横 内 裕 治	松本市議会議員



横内 裕治

【趣 味】 読書、旅行

【抱 負】 長野県市町村職員共済組合が、組合員とご家族の皆さまにとってより良いものとなりますよう、役割を精一杯務めてまいります。

組合会議員のプロフィール

①趣味 ②抱負

市町村長側

議員 土屋 陽一
上田市長



- ① 漢詩鑑賞、書道鑑賞、歴史探訪
- ② 組合会議員として、共済組合の健全な運営に努めるとともに、保健事業など福利厚生の上向上に努め、組合員及びご家族の「健康」を支えてまいります。

理事長 金子ゆかり
諏訪市長



- ① 芸術鑑賞、山登り、華道、スポーツ観戦
- ② 共済組合の発展のため、職責を果たしたいと考えております。将来にわたり持続可能な社会保障制度の構築のためみなさんと共に頑張りたいと思います。

理事 小泉 俊博
小諸市長



- ① 絵画鑑賞
- ② 災害や感染症等により健康や福祉への期待が増している昨今、組合員の福利厚生の実現に組合会議員として努めてまいります。よろしくお願いいたします。

議員 今井 敦
茅野市長



- ① ギター、カラオケ、読書
- ② 組合員やそのご家族の生活の安定と福祉の向上を目指すとともに、組合員が働き甲斐を感じることができるよう、共済組合の健全な運営に微力ながら尽力してまいります。

理事(理事長職務代理者)
藤巻 進
軽井沢町長



- ① 読書、映画鑑賞、音楽鑑賞
- ② 組合会議員として、組合員とそのご家族が安心して生活できるよう努めて参ります。

監事 小田切 康彦
宮田村長



- ① 古寺散策
- ② 全ての組合員が、希望をもって業務に取り組むことができる共済組合づくりに向けて、その一役を担いたい。

理事 下平 喜隆
豊丘村長



- ① ゴルフ、ロックンロール
- ② 明るく楽しい職場づくりを目指して！

議員 貴舟 豊
大桑村長



- ① 機械等を弄り体を動かすこと
- ② 当組合の目的に沿って微力ではありますが、議員活動してまいりますので宜しくお願いいたします。

議員 山村 弘
坂城町長



- ① 読書
- ② 組合員とそのご家族の皆様が安心して生活出来るよう尽力します。

議員 峯村 勝盛
飯綱町長



- ① 囲碁、ゴルフ
- ② 共済組合の事業は、市町村職員(特別職員も含む)にとって大切なものばかりです。福祉向上の為に尽力したい。

職員側

監事 一ノ瀬 幸治
松本市職員



- ① 古本屋巡り
- ② 組合員のため精一杯、力をつくします。

理事 吉池 靖明
上田市職員



- ① 旅行
- ② 組合員の福利厚生向上のため組合会議員としての職責を全うします。

議員 伊藤 祐子
岡谷市職員



- ① 美味しいものを食べたり、ドライブすること
- ② 組合員の皆様のお役に立てるように微力ながら頑張ります。

議員 桐山 大
駒ヶ根市職員



- ① 暖炉の番、ゴルフ、少し走ります
- ② 組合員の皆様の福利厚生が増進する一助となる様、微力を尽くしたく存じます。

議員 小澤 誠一
大田市職員



- ① セーリング、狩猟
- ② 組合員の皆様やご家族のお役に立てるよう、自身も楽しみながら努めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議員 飯塚 雅人
佐久市職員



- ① バドミントン
- ② 長期化している新型コロナウイルス感染症拡大のなか、日々奮闘する組合員及びそのご家族の皆様のご生活のお役に立てるよう、微力ながら精一杯頑張ります。

理事 西澤 正樹
千曲市職員



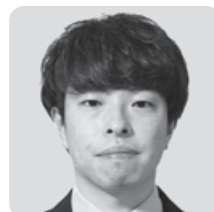
- ① 釣り、登山、旅行、美味しい店探し、畑仕事
- ② 組合員の皆様のお役に立てるよう、微力ではありますが頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

理事(代表) 高柳 康広
中川村職員



- ① 読書、野菜づくり
- ② 組合員とご家族のみなさんのお役に立てるよう、精一杯努めさせていただきます。

理事 木下 雄貴
大鹿村職員



- ① カメラ
- ② 組合員とそのご家族の皆様のお役に立てるよう、精一杯努めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議員 岡田 孝夫
木島平村職員



- ① スキー、スノーボード
- ② 組合員の皆様のお役に立てるよう精一杯がんばります。

・新年度が始まる前に確認を・ 被扶養者の資格確認調査にご協力ください

～ 卒業 ・ 進学 ・ 就職 シーズン ～

共済組合では、3月末で高等学校、大学、専門学校などを卒業予定の被扶養者を対象に卒業後の資格確認調査を行います。卒業後、就職した場合は、速やかに「認定取消」の手続きを行ってください。

手続きが遅れると、さかのぼって認定取消となり、取消日以降に共済組合の組合員被扶養者証を使用して医療機関等で受診した際の医療費等を全額返還していただくことになります。例年このような事例が多く見受けられますので、十分ご注意ください。

また、就職以外の方も状況に応じて異動の手続きが必要となります。

【提出書類】被扶養者調査回答・申告書 **注1**

高等学校・大学・専門学校などを卒業	4月以降の状況		判定	添付書類	
	①就職する場合 注2		認定取消	<ul style="list-style-type: none"> ●組合員被扶養者証 ●就職日が確認できる書類 (健康保険証の写し、採用通知書の写し、人事通知書の写し、給与支払等証明書等) 	
	②アルバイト・パート等の収入がある場合 注3 注4	月額 108,334円 以上の収入	認定取消	《共通》 ●雇用内容等が確認できる書類 (雇用契約書の写し、給与支払等証明書等)	●組合員被扶養者証
		月額 108,334円 未満の収入	引き続き認定		●原則、添付書類は不要です。
③進学・引き続き在学・進学浪人の場合 注4		引き続き認定	4月以降 扶養手当の 支給あり	●原則、添付書類は不要です。	
			4月以降 扶養手当の 支給なし	●在学証明書(4月1日以降に発行されたもの)に限ります。	
④求職活動・未就労で収入がない場合 注4		引き続き認定	●原則、添付書類は不要です。		

注1 『被扶養者調査回答・申告書』は、3月に所属所の共済組合担当課を経由して対象となる方に配付します。

注2 就職先で、健康保険に未加入の場合であっても、月収が108,334円以上のときは、就職した日から認定取消となります(研修期間中のみ健康保険未加入の場合も同様です。)

注3 ②のケースは学生、通信制、夜間の学生、進学浪人の方も対象となります。

また、学生でアルバイト等の月収が108,334円未満の場合は、②③に該当する書類をそれぞれ提出してください。

注4 4月以降扶養手当が支給されない場合は、組合員の配偶者の所得証明書を提出してください(配偶者が被扶養者認定されている場合を除く。)

※上記の表は一般的な事例のため、該当にならないケースや不明な点は、所属所の共済組合担当課または共済組合資格管理課審査担当まで照会願います。

※通信制など(全日制でない学生)の場合、就労条件により引き続き被扶養者として認定できないケースがあります。

※調査対象でない方でも、就職等により被扶養者に異動のある方は、速やかに手続きを行ってください。

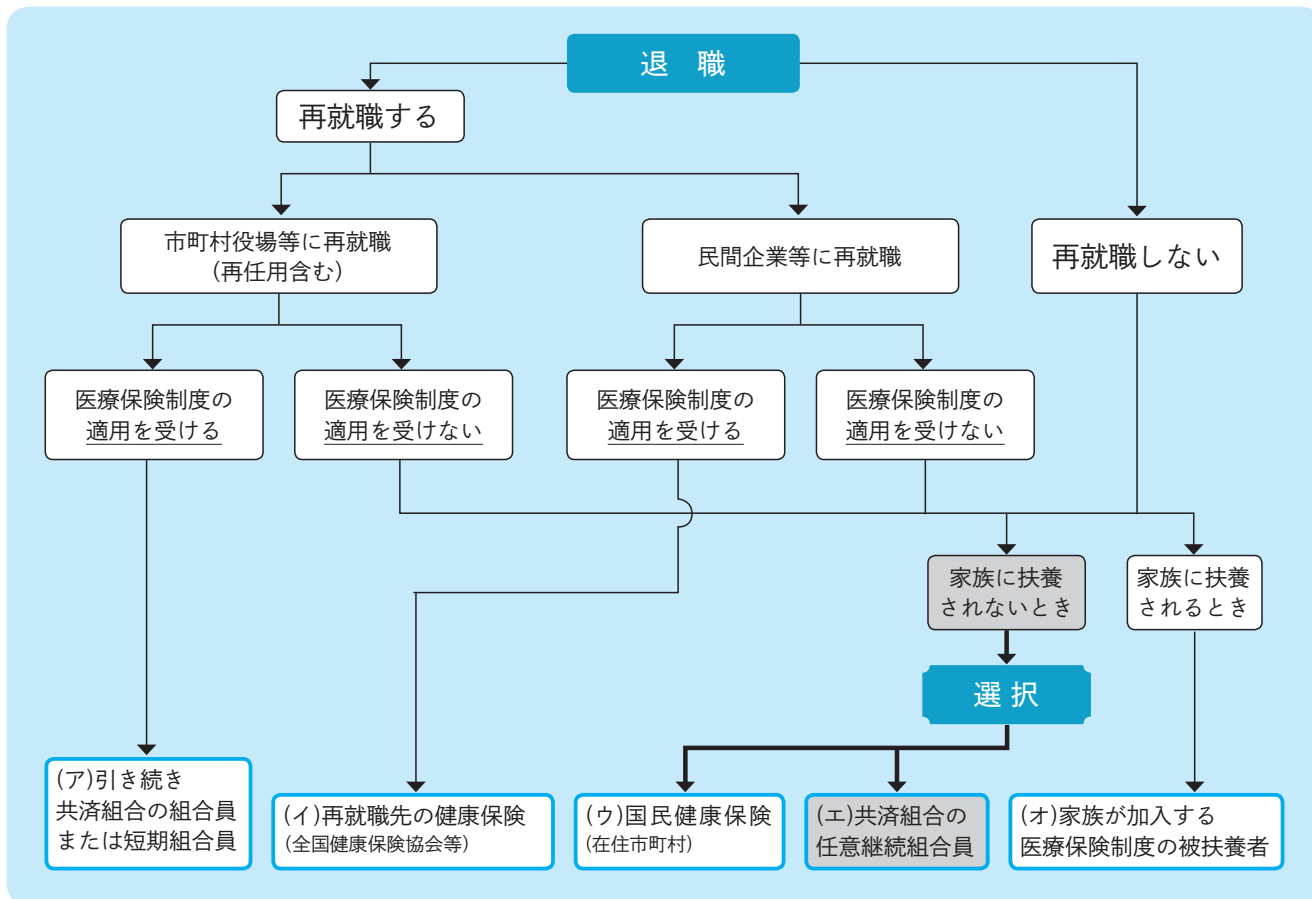
※組合員と別居の場合は生計費の送金事実と送金額が確認できる書類を添付してください(ただし、学生であることが確認できる子のみ送金事実と送金額が確認できる書類の添付は省略できます。)

お問い合わせ | 資格管理課 審査担当 TEL 026-217-5669

3月末に退職される皆さんへ

1 退職後の医療保険制度の加入等について

退職すると、組合員資格は退職日の翌日に喪失し、被扶養者に認定されている家族も被扶養者認定が取消になりますので、次の(ア)～(オ)の医療保険制度に加入することになります。



(ア) 引き続き組合員/短期組合員

組合員証および組合員被扶養者証等は再就職後もそのまま使用してください。

(イ) 健康保険等の被保険者(強制加入)

再就職先で健康保険に加入できるか、事前に事業所等にご確認ください。

(ウ) 国民健康保険の被保険者

共済組合の任意継続組合員制度と市町村の国民健康保険のいずれかを選択することとなります。任意継続掛金と国保税(保険料)の金額等を事前に確認し、選択するときの参考にしてください(国保税(保険料)の金額や制度については、在住の市町村国民健康保険担当課に照会してください)。

(エ) 共済組合の任意継続組合員

2の「任意継続組合員制度とは」を参照してください。

(オ) 家族の被扶養者

各健康保険組合独自の認定基準がありますので、被扶養者になれるか、家族が加入している健康保険組合等へご確認ください。

組合員証等の
返納は
速やかに!!

退職日の翌日から、現在お持ちの「組合員証」は使用できません(上記(ア)を除く。)ので、退職後速やかに所属所の共済組合担当課を經由して共済組合へ返納してください。
なお、その際には被扶養者として認定されている家族全員の「組合員被扶養者証」も忘れずに返納してください。

*組合員証等には「高齢受給者証」「限度額適用認定証」および「特定疾病療養受療証」を含みます。

2 任意継続組合員制度とは

任意継続組合員の資格要件

- 退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方^{※1}
- 令和4年10月1日に短期組合員となった方で、退職日までの期間と、短期組合員となる前日まで引き続き健康保険の被保険者であった期間を通算して1年以上経過した方^{※2}



- ・退職後20日以内に共済組合へ申出
- ・掛金の払い込み

- 本人およびその被扶養者が、短期給付と福祉事業の一部の適用を受けられます。
- 期間は最長2年間です(希望による中途資格喪失が可能です。)

※1 退職日まで引き続き期間が1年と1日以上必要です。

※2 令和4年10月1日以降の組合員であった期間が1年未満の場合は、申出時に「健康保険加入期間報告書」の提出が必要になります。

(1) 任意継続組合員の掛金

任意継続掛金には、医療等に係る短期任意継続掛金と介護保険制度に係る介護任意継続掛金(40歳以上65歳未満の方が該当)があり、次のとおり算出されます。

短期任意継続掛金(月額) = 標準報酬の月額 × 95.00 / 1000 (令和4年度の率)

介護任意継続掛金(月額) = 標準報酬の月額 × 17.58 / 1000 (令和4年度の率)



注意1

標準報酬の月額は次の①または②のいずれか少ない額となります。

- ①退職時の標準報酬の月額
- ②前年の9月30日における短期給付に関する規定の適用を受ける全ての組合員の標準報酬の月額の平均額(令和4年度は360,000円)



注意2

任意継続掛金算定のための掛金率については、令和5年度の掛金率が未確定のため、令和4年度の任意継続掛金率を記載しています。

(2) 払込方法

「月払い」、「半年払い」、「年払い」の3通りで、「半年払い」と「年払い」には前納割引があります。

Point



- 任意継続組合員証は、任意継続掛金の入金を確認できた後に、払込月までの有効期限を記載して、届出されている住所へ送付します。
- 任意継続掛金の払込方法は、任意継続組合員資格取得申出時に選択していただきますが、令和5年10月以降は払込の際に振込手数料を負担いただくようになりますので、**手数料が少ない「年払い」がおすすめ**です。また、任意継続掛金の金額に前納割引があるため、「月払い」よりも「年払い」がお得です。
- 就職や希望等により、年度の途中で任意継続組合員の資格を喪失した場合は、未経過月分の掛金は還付しますのでご安心ください。
- 有効期限を過ぎた任意継続組合員証等は必ず共済組合に返納してください。

お問い合わせ | 資格管理課 審査担当 TEL 026-217-5669

退職後も受けられる給付

退職後(任意継続組合員にならなかった場合)であっても、在職中と同様に請求することにより受けることのできる短期の給付は次のとおりです。ただし、退職後に加入することになった他の健康保険組合などから同一の事由に対して給付を受ける場合には重複して受けることはできません。

- ① 出産費：1年以上*組合員であった方が退職後6カ月以内に出産した場合
 - ② 埋葬料：退職後3カ月以内に死亡した場合
 - ③ 傷病手当金：1年以上*組合員であった方が退職した際に傷病手当金を受けている場合は支給期間終了まで
 - ④ 出産手当金：1年以上*組合員であった方が退職した際に出産手当金を受けている場合は支給期間終了まで
- *令和4年10月1日に短期組合員となった方で、退職日までの期間と短期組合員となる前日まで引き続き健康保険の被保険者であった期間を通算して1年以上経過した方を含む。
請求時には、「健康保険加入期間報告書」の提出が必要になります。

Ⅲ 年度末退職予定の皆さんへ Ⅲ

福祉事業をご利用の方へ

福祉事業<貸付・ライフサポート年金>の退職に伴う手続

I 貸付事業をご利用の方

退職時において貸付金の残高がある方は、未償還貸付金を全額償還していただくこととなります。償還方法については、退職手当からの控除*となります。

また、退職前に繰上げにより全額償還を希望される場合は、令和5年3月10日(金)までに共済組合へ申し出ください。

※退職手当の額が未償還貸付金に満たない場合は、その差額をご本人に払い込みいただくこととなります。

II ライフサポート年金にご加入の方

現在ご加入いただいているライフサポート年金は、組合員の退職*に伴い脱退となりますが、一部の制度については、退職後も保障を継続することができます。

該当される方には、明治安田生命より「退職後制度のご案内資料」をご自宅宛てに送付しますのでお手続をしてください。

※一般組合員から短期組合員への適用区分の変更も含まれます。

任意継続組合員となる方へ ~引き続き利用できる保健事業について~

以下のとおり、現職時と同様の内容にて引き続き利用できます。各種申請等の窓口は共済組合になります。

- 各種検診料等の助成 … ● 人間ドック・脳ドック・総合ガン・婦人ガン・肺ガン検診、眼底・便潜血反応検査、歯科健康診査、インフルエンザ予防接種費用について、各検診年度一回に限り助成します。
- 各検診の助成申請手続については、共済組合までご連絡ください。また、検診機関等については、ホームページから確認できます。
- 施設利用の助成 … ● 共済組合が契約している宿泊施設に宿泊した場合に、一泊2,500円を助成します。なお、ご利用を希望される方は、利用助成券の発行申請が必要となりますので、共済組合までご連絡ください。(毎年度1人5枚限り)
- 特定健康診査 … ● 5月に40歳以上75歳未満の方(被扶養者を含む)を対象として、ご自宅に特定健康診査受診券を送付します。健診料金は全額共済組合が負担しますので、受診してください。
- 特定保健指導 … ● 特定健康診査の判定結果(メタボリックシンドロームの程度に応じて)により対象となった方には特定保健指導利用券を随時ご自宅に送付しています。保健指導の利用料金については、全額共済組合が負担しますので、保健指導機関等で必ず受けてください。

※これらの助成等は全て任意継続組合員およびその被扶養者に対して適用されます。

お問い合わせ | 医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

入学貸付・修学貸付



組合員のお子さま等の入学金や修学に必要な資金として、共済組合の「入学貸付」と「修学貸付」をご利用ください。

	入学貸付	修学貸付
貸付対象となる費用	入学金、授業料等の納入費用、アパート等の敷金礼金、賃貸料等	授業料等の納入費用、アパート等の賃貸料等 (入学貸付と合わせて借入れる場合は、入学貸付にかかる費用は除きます。)
貸付限度額	<p>上限 200万円</p> 組合員の給料(または報酬)の6カ月分に相当する金額(5万円単位)	<p>180万円(月15万円×12カ月分)</p> 年度途中で借入れる場合は、15万円×その年度の残月数となります。 令和5年度分の修学費用について 参考 1月～4月貸付の場合、180万円 5月貸付の場合、165万円 6月貸付の場合、150万円
	該当者が2名以上の場合は、それぞれに限度額が適用されます。	
貸付利率	年 1.26%(変動) (令和5年1月1日現在)	
償還方法	貸付月の翌月の給与から天引きします。 ★修学貸付の場合、修学中は利息のみを支払うこととなりますが、申出により修学中から元金の償還を始めることもできます。	
申込手続	貸付希望月の前月末日までに申し込みしてください。 ■申込書類 ①貸付申込書(所属所の共済組合担当課に用意してあります。) ②入学、修学の借入資金にかかる費用が確認できる書類 (入学金、授業料等の納入費用の記載のある案内書等の書類、アパート等の賃貸契約書等) ③子どもが被扶養者でない場合は、組合員との続柄を証する書類 ④金融機関等からの借入がある場合は、借入状況、償還額等が確認できる書類(償還表、融資決定通知書等) ⑤申込時の給料(または報酬)月額を確認できる書類 ⑥その他 入学貸付→合格通知書(写)または入学許可書(写) 修学貸付→在学証明書 【入学前の申し込みの場合は、合格通知書(写)または入学許可証(写)を添付いただき、入学後に在学証明書を提出してください。】 ★海外留学の場合は、当該外国の教育機関の証明書(国内の学校長が特別に留学を認めた場合は、当該学校長の証明書)が必要です。	

*任期の定めのある職員の貸付金は、貸付を受けた月の翌月から任期の終了する月までの月数に応じ、個別に償還額を定めるものとします。

自動車の購入や住宅の新築・リフォーム費用などにも 共済組合の貸付がご利用いただけます!!!

利率は
年**1.26%**

1 貸付申込時期

借入希望月の前月末日までに所属所の共済組合担当課へ貸付の申し込みをしてください。
貸付日が代金等の支払期日(納期)以前であれば、いつでも申し込みができます。

2 今後の貸付スケジュール

貸付月	貸付日(送金日)	申込締切日
令和5年2月	28日(火)	令和5年1月31日(火)
令和5年3月	30日(木)	令和5年2月28日(火)
令和5年4月	28日(金)	令和5年3月31日(金)
令和5年5月	31日(水)	令和5年4月28日(金)



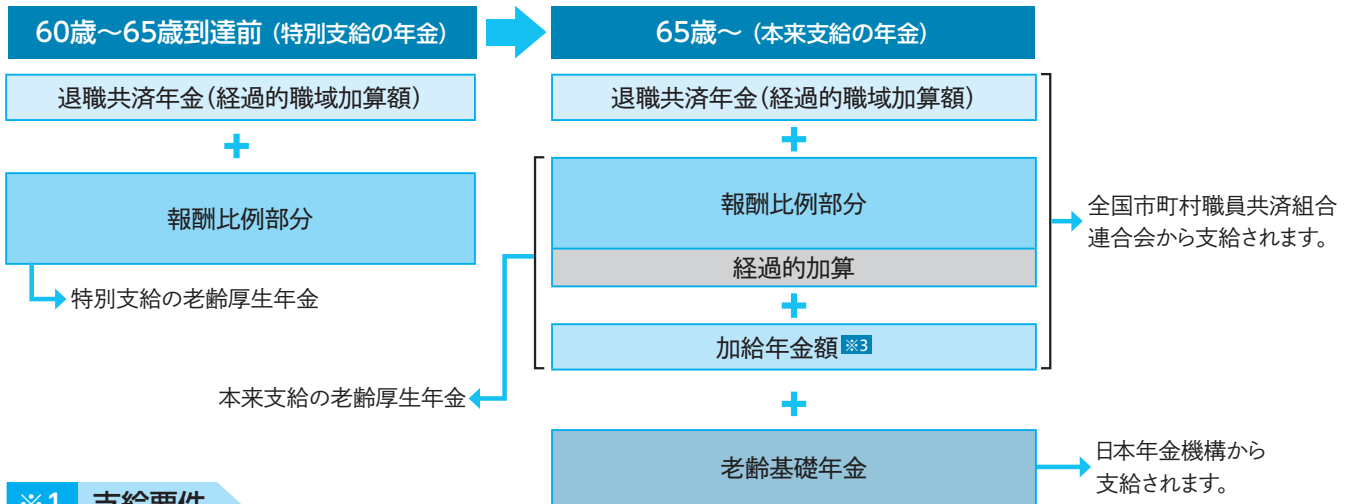
*その他詳細については、共済組合担当課または共済組合医療福祉課福祉担当までお問い合わせください。

老齡の年金についてのご案内

公務員として勤務した期間を有する方が一定の要件※1を満たす場合には、65歳から老齡厚生年金が支給されます。

また、平成27年9月以前に引き続き1年以上の組合員(被保険者)期間を有する方には併せて退職共済年金(経過的職域加算額)が支給されます。

65歳に達するまでは生年月日に応じて経過措置が設けられ、該当する年齢から特別支給の年金が支給されることとなりますが、昭和36年4月2日以後生まれの一般組合員、昭和42年4月2日以後生まれの特定消防組合員※2の方の支給開始年齢は65歳となり、本来支給の年金と併せて国民年金の「老齡基礎年金」が日本年金機構から支給されます。



※1 支給要件

老齡厚生年金

- ①65歳以上であること
- ②組合員(被保険者)期間が1年以上あること
- ③被保険者期間等が10年以上あること

退職共済年金(経過的職域加算額)

- ①平成27年9月以前に引き続き期間が1年以上あること(平成27年10月をまたいで引き続き1年以上の組合員期間を有する場合は、平成27年9月以前の組合員期間が1年未満でも該当します。)
- ②左記「老齡厚生年金」の支給要件を満たすこと

※2 特定消防組合員に該当する方

◆ 特定消防組合員とは

消防司令以下の消防職員であった方で、退職時または60歳時点まで引き続き20年以上当該消防職員として在職していた組合員をいいます。

◆ 65歳前に支給される年金の支給要件

特別支給の老齡厚生年金

- ①該当する支給開始年齢であること
- ②組合員(被保険者)期間が1年以上あり、厚生年金の被保険者期間との合計が1年以上あること
- ③被保険者期間等が10年以上あること

◆ 特定消防組合員の支給開始年齢

生年月日	支給開始年齢
昭和36年4月2日～昭和38年4月1日	62歳
昭和38年4月2日～昭和40年4月1日	63歳
昭和40年4月2日～昭和42年4月1日	64歳

特別支給の退職共済年金(経過的職域加算額)

- ①平成27年9月以前に引き続き期間が1年以上あること(平成27年10月をまたいで引き続き1年以上の組合員期間を有する場合は、平成27年9月以前の組合員期間が1年未満でも該当します。)
- ②左記「特別支給の老齡厚生年金」の支給要件を満たすこと

※3 加給年金額

厚生年金の被保険者期間が合計20年以上ある方で、老齡厚生年金の受給権が発生したとき、生計を維持していた65歳未満の配偶者、子(18歳到達の年度末までの子、20歳未満で障害等級が1級または2級に該当する子)がいる場合に加給年金額が加算されます。ただし、配偶者が、被保険者期間20年以上の老齡厚生年金の受給権を有しているときや障害の年金を受給しているときは、加給年金は停止されます。

定年退職される方へ

◆老齢厚生年金等の繰上げ請求

老齢厚生年金および退職共済年金(経過的職域加算額)は、60歳以降であれば、支給開始年齢に達する前に、繰り上げて受給することができます。

繰上げ請求をする場合は、国民年金制度の老齢基礎年金および他制度の老齢厚生年金の繰上げ請求も同時に行うこととされています。

なお、繰上げ請求をした場合は、繰上げ請求月から支給開始年齢になる前月までの月数の1月につき0.4%(昭和37年4月1日以前生まれの方は、0.5%)減額され、その減額は生涯続き、取消、変更はできません。

また、在職中に繰上げ請求を行った場合、老齢厚生年金等は給与所得との調整等により支給停止の対象となりますので、繰上げ請求を行う際はご注意ください。

繰上げ請求をする場合は、日本年金機構または共済組合にお問い合わせください。

特別支給の老齢厚生年金等を受給している在職者の方へ

◆老齢厚生年金等の繰下げ請求

65歳に到達したときに本来支給の老齢厚生年金および退職共済年金(経過的職域加算額)の請求を行わず、66歳以降に請求および繰下げの申出をしたときは、その申出をした翌月から、増額された年金額を受給することができます。

繰下げ請求をする場合に、他制度の老齢厚生年金の受給権を有するときは、同時に繰下げを行うこととなります。

なお、繰下げ請求をした場合は、受給権発生日(65歳誕生日の前日)の属する月から繰下げの申出をした日の属する月の前月までの月数に応じて、1月当たり0.7%増額します。

ただし、繰下げ待機期間中に在職による年金額の全部または一部が支給停止となる場合は、支給停止されていたであろう額を除いて繰下げ加算額を計算しますので、繰下げ請求を行う際はご注意ください。

●老齢厚生年金の繰上げ・繰下げ請求をした場合の減額・増額率

●繰上げ減額率 = 0.4% × 繰上げた月数(60歳～64歳)

※昭和37年4月1日以前生まれの方の1月当たりの減額率は0.5%となります。

●繰下げ増額率 = 0.7% × 繰下げた月数(66歳～75歳)

※昭和27年4月1日以前生まれの方の繰下げ受給開始時期の上限は70歳までとなります。

請求時の年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳						
減額率(0.4%)	24%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%	-						
下段は(0.5%)	30%	24%	18%	12%	6%	-						
請求時の年齢	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	
増額率(0.7%)	-	8.4%	16.8%	25.2%	33.6%	42.0%	50.4%	58.8%	67.2%	75.6%	84.0%	



◆退職等年金給付(年金払い退職給付)

被用者年金制度の一元化により、退職共済年金(経過的職域加算額)は廃止され、平成27年10月以後の加入期間については、新たな公務員制度として「退職等年金給付」が創設されました。退職をしていて65歳に到達すると受給権が発生しますので、老齢厚生年金請求書の送付時期に合わせ、お手持の案内を送付させていただきます。(65歳到達時に組合員として在職している場合は、退職したときに受給権が発生します。)



短期組合員の方は、第1号厚生年金被保険者であるため、実施機関は日本年金機構となりますので、詳細は最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

お問い合わせ | 年金課 年金担当 TEL 026-217-5607



遺族の年金があると聞きましたが、どのような制度ですか？

A

組合員が在職中または退職後に死亡したときに、その遺族の方が受けられる年金です。ただし、一定の要件を満たしていないと年金は受けられません。



遺族の範囲

次のいずれかに該当する方で組合員または組合員であった方の死亡当時、その方と生計をともにし(原則として同居)、かつ恒常的な収入が近い将来にわたって年額850万円(所得で655万5千円)未満と認められる方が遺族となります。

- ①配偶者と子 配偶者が夫の場合は55歳以上に限ります。子の場合は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある未婚の子、または障害等級が1級または2級の障害状態にある20歳未満の未婚の子に限ります。
- ②父母 55歳以上に限ります。
- ③孫 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある未婚の孫、または障害等級が1級または2級の障害状態にある20歳未満の未婚の孫に限ります。なお、その親と生計をともにしている場合は、遺族に該当しません。
- ④祖父母 55歳以上に限ります。

(注) 遺族が2人以上いる場合には、①-④の順序で遺族厚生年金を支給することとされており、先順位に該当する方が受給権を有する場合は、次順位に該当する方は受給権を得られません。

「遺族厚生年金」と「遺族基礎年金」

遺族の方が受けられる年金は、厚生年金の「遺族厚生年金」、国民年金の「遺族基礎年金」があります。

	子または子のある配偶者	子のいない配偶者	その他遺族
厚生年金から支給	遺族厚生年金	遺族厚生年金 中高齢寡婦加算(※)	遺族厚生年金
国民年金から支給	遺族基礎年金		

(※) 遺族厚生年金を受給している妻に遺族基礎年金が支給されないときは、妻が40歳から65歳になるまでの間、遺族厚生年金に中高齢寡婦加算が加算されます。

なお、中高齢寡婦加算を受けている妻が65歳に達すると中高齢寡婦加算は終了しますが、昭和31年4月1日以前に生まれた妻の場合には、65歳以上になっても生年月日に応じて遺族厚生年金に経過的寡婦加算が加算されます。

遺族厚生年金の支給要件

遺族厚生年金は組合員または組合員であった方が次のいずれかに該当したときで、前頁の遺族の範囲に記載した遺族がいる場合に支給されます。

- 1 在職中に死亡したとき
- 2 退職後に被保険者であった間の傷病が原因で、初診日から5年以内に死亡したとき
- 3 障害等級が1級もしくは2級の障害厚生(共済)年金または障害等級が1級もしくは2級の従前の障害年金の受給権者が死亡したとき
- 4 老齢厚生年金(退職共済年金)の受給権を有する方またはその受給資格を満たしている方が死亡したとき(保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上である方に限る。)

遺族基礎年金の支給要件

国民年金の遺族基礎年金は、次のいずれかに該当したときにその方によって生計を維持していた遺族(子のある配偶者または子)に支給されます。

- 1 老齢基礎年金の受給権者(保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上である方に限る。)またはその受給資格を満たしている方
- 2 国民年金の被保険者
- 3 国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方



短期組合員の方は、第1号厚生年金被保険者であるため、実施機関は日本年金機構となりますので、詳細は最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

標準報酬制

随時改定について

皆さんの給与から控除される共済組合の掛金や保険料は、標準報酬月額に掛金率・保険料率を乗じて算定されます。

この掛金等の基礎となる標準報酬月額は、原則として定時決定*により決定し、その年の9月から翌年の8月までの1年間適用されますが、昇給・昇格や異動等により、報酬の額が著しく変動したときは、実際に受けている報酬と標準報酬月額に隔たりが生じないように標準報酬月額の改定を行います。この改定を「随時改定」といいます。

随時改定によって決め直された標準報酬月額の適用期間は、通常、1月～6月に改定の場合はその年の8月まで、7月～12月に改定の場合は翌年の8月までとなります。

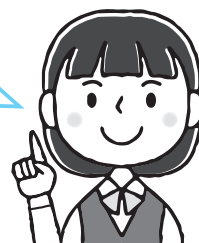
随時改定は、所属所からの報告により行われます。

※定時決定

毎年7月1日現在の組合員である方について、4月、5月、6月に受けた報酬の平均により、その年の9月以降の標準報酬月額を決定



定時決定の詳細については、共済日より「2022年7月号」に掲載しています。



随時改定の要件

次の3つの全てに該当するときに行われます。

- ① 昇給・降給などで固定的給与に変動があったとき、または給与体系の変更があったとき。
- ② 変動があった月から3カ月の間に支払われた報酬(諸手当も含む)の平均月額に該当する標準報酬月額と、従来の標準報酬月額との間に著しく変動(2等級以上の差)が生じたとき。
- ③ 3カ月とも支払基礎日数が17日以上であるとき。

報酬の内訳

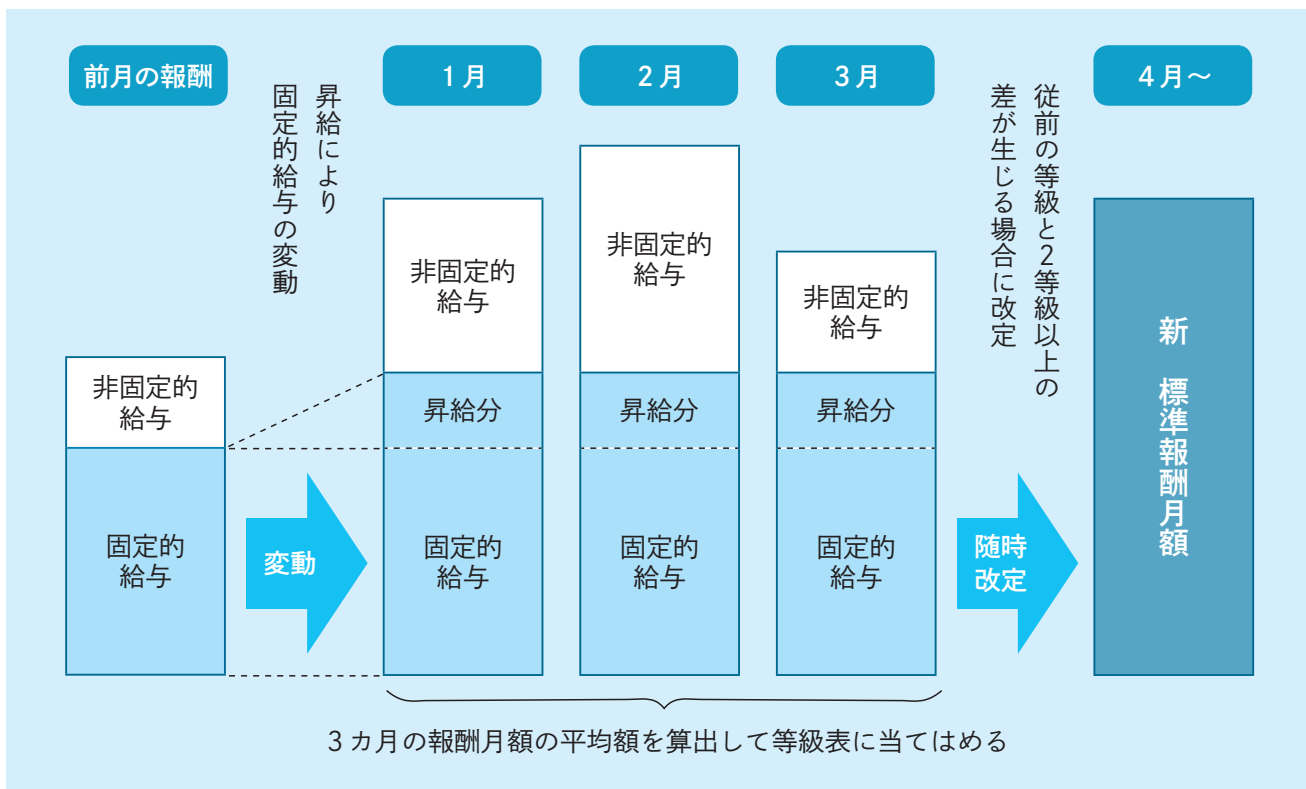
固定的給与の例 勤務実績に関係なく毎月支給額や支給率が決まっているもの	給料月額、扶養手当、通勤手当、住居手当、初任給調整手当、管理職手当、地域手当など
非固定的給与の例 勤務実績に応じて変動するもの	時間外勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職特別勤務手当、寒冷地手当など

※一般的な例であり、各地方公共団体の給与条例等に基づき判断する必要があります。

※ 災害派遣手当および災害の際に通常的时间外勤務手当とは別に支給される時間外勤務手当については、原則、報酬に含めない取り扱いとされています。

※新型コロナウイルス感染症に起因する対応により発生した時間外勤務手当等が、通常業務と区分できるのであれば、報酬から除くこととして差し支えありません。通常業務と区分できず、通常の算定方法では著しく不当となるときは、年間平均による保険者算定の対象として差し支えありません。

【例】1月に昇給し固定的給与に変動があり、2等級以上の差が生じる場合



●報酬に著しい変動が生じても随時改定の対象外となる場合

固定的給与の変動がなく、非固定的給与の変動によって報酬に著しい変動が生じた場合には、随時改定の対象とはなりません。また、固定的給与が変動して報酬に著しい変動が生じた場合であっても、次のような場合には随時改定の対象とはなりません。

- ①固定的給与が上がっても非固定的給与が下がり、結果として報酬が著しく下がった場合
- ②固定的給与が下がっても非固定的給与が上がり、結果として報酬が著しく上がった場合

固定的給与の変動が条件になりますので、昇給・昇格による変動、地域手当や通勤手当の変動、扶養手当の増減が該当し、**時間外勤務手当などの勤務実績に応じた手当のみの変動の場合は該当しません。**

このような通常の算定方法とは別に「随時改定に係る年間平均による保険者算定」により行う方法もありますので、詳しくは16ページをご参照ください。

〈参考〉給与改定が行われた場合の取り扱い

遡及して給与改定が行われた場合、その差額調整が行われた月を起算月として報酬月額を算定し、要件に該当する場合は、随時改定を行うこととなります。この場合の報酬月額は、起算月前の差額調整分を含まない額によります。

【例】 4月に遡及して給与改定が行われ、12月に差額調整が行われた場合、12月、1月、2月の3カ月の報酬月額の平均額を算出して等級表に当てはめます。従前の等級と2等級以上の差が生じた場合、3月から標準報酬月額が改定されます。この場合、12月の報酬月額に11月以前の給与改定の差額分は含みません。

お問い合わせ | 資格管理課 資格調定担当 TEL 026-217-5604

随時改定に係る年間平均による保険者算定について

業務の性質上、季節的に報酬が変動することにより、通常の算定方法によって随時改定を行うことが著しく不当であると認められる場合について、年間平均による保険者算定を行うことができます。

【年間平均による保険者算定の対象】

次の全てを満たした場合に、年間平均による保険者算定の対象となります。

(1) 次の①と②との間に2等級以上の差があること。

① 変動月以後の継続した3カ月間の報酬の平均から算出した標準報酬月額

例 R5.1に固定的給与に変動があった場合

		R5.1からR5.3までの 固定的給与および非固定的給与の平均額			標準報酬等級表に当てはめる ⇒標準報酬月額
固定的給与	R5.1(変動月)	R5.2	R5.3		
非固定的給与	R5.1	R5.2	R5.3		

② 下記AとBの合計額から算出した標準報酬月額(年間平均額から算出した標準報酬月額)

A 変動月以後の継続した3カ月の間に受けた固定的給与の月平均額

B 変動月前の継続した9カ月と変動月以後の継続した3カ月の間に受けた非固定的給与の月平均額

A……R5.1からR5.3までの固定的給与の平均額

非固定的給与									固定的給与		
R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1(変動月)	R5.2	R5.3

B……R4.4からR5.3までの非固定的給与の平均額

AとBの合計額を、標準報酬等級表に当てはめる⇒標準報酬月額

(2) 上記(1)の差が業務の性質上例年発生することが見込まれること。

(3) 現在の標準報酬月額と年間平均額から算出した標準報酬月額との間に1等級以上の差があること。

【留意事項】

- ① 固定的給与が上がっている(下がっている)にもかかわらず、年間平均額から算出した標準報酬月額が現在の標準報酬月額の等級と同じまたは下回る(上回る)場合は、現在の標準報酬月額のままとする保険者算定となります。
- ② 単に固定的給与が大きく増減し、その結果(1)①と(1)②で2等級以上の差が生じる場合は、通常の随時改定の対象となります。

随時改定に係る年間平均による保険者算定の留意点

- 標準報酬月額の比較において、支払基礎日数が17日未満である月があるときは、その月は除きます。
- 固定的給与と変動月前の継続した9カ月および固定的給与と変動月以後の継続した3カ月の間に受けた報酬の月平均額を計算する際、休職者給与を受けていることにより、報酬の一部が支給されない日がある月は、支払基礎日数が17日以上であっても当該月を除きます。
- 固定的給与と変動月前の継続した9カ月分以前に支払うべきであった給与の遅配分を年間平均の計算対象月に受けた場合は、その遅配分に当たる報酬の額を除きます。
- 固定的給与と変動月前の継続した9カ月までの間に本来支払うはずの報酬の一部が、固定的給与と変動月から4カ月目以降に支払われることとなった場合は、その本来支払うはずだった月を除きます(当該報酬の一部を本来支払うはずだった月の報酬に含めて算定に加えても差し支えありません)。
- 業務の性質上2等級以上の差が例年発生することが見込まれる場合に限られるので、「今年は特定の3カ月に多忙な業務に従事していたが、来年は分からない。」というような場合は該当しません。
- 組合員の同意がない場合は、その同意がなかった組合員の標準報酬月額について、通常の報酬月額の算定方法に基づき標準報酬月額を決定します。

【手続について】

保険者算定を行う場合は、所属所からの「年間報酬の平均で算定することの申立書(随時改定用)」、「標準報酬随時改定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬の月額比較及び組合員の同意等(随時改定用)」の提出が必要となります。事務手続等の詳細は勤務先(所属所)の共済組合担当課へご相談ください。

様式は共済組合ホームページの各種申請様式に掲載してあります。

標準報酬月額は、掛金・保険料の算定に用いられる一方で、年金や傷病手当金など、組合員が受ける給付の額にも反映されます。

お問い合わせ | 資格管理課 資格調定担当 TEL 026-217-5604

子が1歳に達した日後の育児休業手当金の支給期間の延長要件が追加されました

地方公務員等共済組合法施行規則の改正により、子が1歳に達した日後の期間について育児休業等をする必要があると認められる場合として、令和4年10月1日から次の3、4、5の要件が追加されました。延長要件のいずれかに該当した場合、1歳に達した日後の期間について育児休業手当金が支給されます。

支給期間の延長要件

- 1 保育所若しくは又は認定こども園における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- 2 常態として育児休業に係る子の養育を行っている配偶者であって当該子が1歳に達する日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であったものが次のいずれかに該当した場合
 - イ 死亡したとき。
 - ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により育児休業等に係る子を養育することが困難な状態となったとき。
 - ハ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業等に係る子と同居しないこととなったとき。
 - ニ 6週間(多胎妊娠にあつては、14週間)以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき。

支給期間延長に必要な添付書類

保育所・認定こども園の入所に関する市町村長の証明書(市町村発行の保育所の入所不承諾の通知書等)

- 下記の「住民票の写し」とは、「全世帯の住民票の謄本(記載事項証明書)」
- 下記の「母子健康手帳の写し」とは、「母子健康手帳の1ページの写し(要所属所長原本証明)」
- イ 住民票の写し及び母子健康手帳の写し
- ロ 医師の診断書等及び母子健康手帳の写し
- ハ 住民票の写し及び母子健康手帳の写し
- ニ 母子健康手帳の写し

3 新たな子の産前産後休業を開始したことにより当該子の育児休業等を終了したときで、新たな産前産後休業に係る子の全てが死亡又は組合員と別居することとなった場合

住民票の写し及び母子健康手帳の写し

4 介護休業を開始したことにより、当該子の育児休業等を終了した場合で、介護休業の対象家族が死亡もしくは離婚等により組合員との親族関係が消滅した場合

住民票の写し

5 新たな子の育児休業等を開始したことにより当該子の育児休業等を終了したときで、新たな育児休業等に係る子の全てが死亡又は組合員と別居もしくは養子縁組等が不成立となったとき

死亡・別居：住民票の写し及び母子健康手帳の写し
養子縁組等の不成立：審判書の写し又は措置解除決定通知書の写し

追加

注意点

- 雇用保険法による育児休業給付金が支給される場合は、共済組合から支給ができません。
- 延長要件によっては、上記の他に添付書類の提出を求める場合があります。



お問い合わせ | 医療福祉課 医療担当 TEL 026-217-5651

特定健康診査・特定保健指導の結果報告

令和3年度特定健康診査・特定保健指導の状況をお知らせします。

特定健康診査

受診率は令和2年度とくらべると、全体で1.3%上昇しました。

組合員は、目標実施率に達しましたが、全体、被扶養者等については、目標実施率に達することができませんでした。依然として被扶養者の受診率の低迷が課題となっています。

令和3年度特定健康診査の受診状況

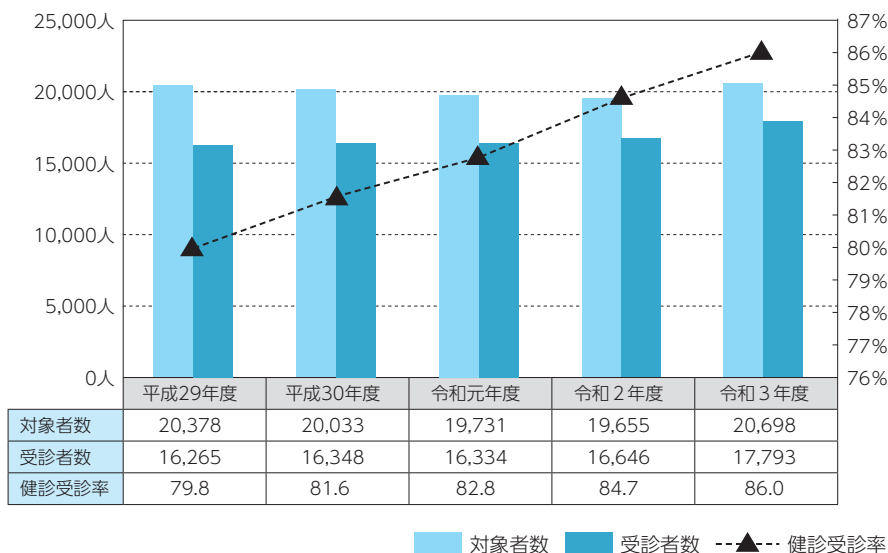
	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	目標実施率 (%)
組合員	17,113 (15,976)	16,221 (15,111)	94.8 (94.6)	94.0 (93.0)
被扶養者等	3,585 (3,679)	1,572 (1,535)	43.8 (41.7)	65.7 (60.0)
全体	20,698 (19,655)	17,793 (16,646)	86.0 (84.7)	88.0 (86.0)

前年度との健診受診率の比較

組合員	…… 0.2% 増
被扶養者等	…… 2.1% 増
全体	…… 1.3% 増

※表中()内は、前年度(令和2年度)の受診状況になります。
 ※被扶養者等には、任意継続組合員およびその被扶養者を含みます。
 ※目標実施率は第3期特定健康診査等実施計画により設定した率です。

過去5年の受診状況推移



特定健康診査は、受けられましたか？

特定健康診査とはメタボに着目した健康診断であり、生活習慣病の発症を早期に防ぐことを目的とし、40歳以上75歳未満の皆さんに受けていただくものです。組合員の方は、所属所の定期健康診断を受け、結果を共済組合に提供することで、特定健康診査を受けたとみなされます。

令和4年度の特定健診対象になっている被扶養者の方は、共済組合が交付した「受診券」で特定健康診査を無料で受けられます。

「受診券」の有効期限は、令和5年3月31日(金)ですので、まだ受けていない方は早めに受診してください。

特定保健指導

令和2年度とくらべ動機付け支援、積極的支援ともに全体の実施率は上昇しました。
動機付け支援では目標実施率に到達しましたが、積極的支援ではまだ開きがあります。

令和3年度特定保健指導の利用状況

動機付け支援

	対象者数 (人)	終了者数 (人)	終了者の割合 (%)	目標実施率 (%)
組合員	1,284 (1,254)	392 (318)	30.5 (25.4)	30.0 (25.0)
被扶養者等	92 (93)	22 (18)	23.9 (19.4)	
全体	1,376 (1,347)	414 (336)	30.1 (24.9)	

前年度との終了者割合の比較
実施率……終了者の割合

組合員	…… 5.1% ↑
被扶養者等	…… 4.5% ↑
全体	…… 5.2% ↑

※表中()内は、令和2年度利用状況になります。
※被扶養者等には、任意継続組合員およびその被扶養者を含みます。
※目標実施率は第3期特定健康診査等実施計画により設定した率です。

積極的支援

	対象者数 (人)	終了者数 (人)	終了者の割合 (%)	目標実施率 (%)
組合員	1,455 (1,487)	263 (231)	18.1 (15.5)	30.0 (25.0)
被扶養者等	51 (51)	4 (6)	7.8 (11.8)	
全体	1,506 (1,538)	267 (237)	17.7 (15.4)	

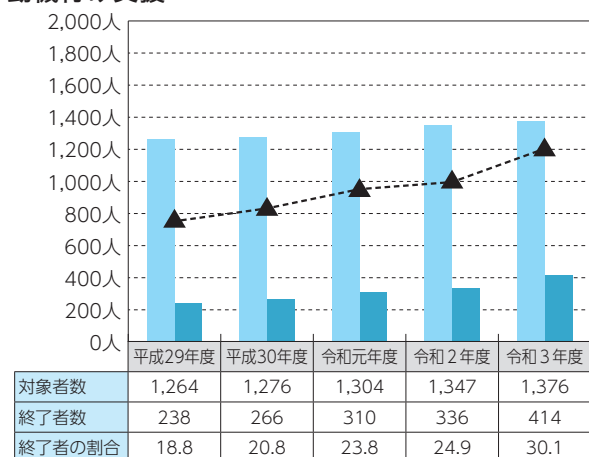
前年度との終了者割合の比較
実施率……終了者の割合

組合員	…… 2.6% ↑
被扶養者等	…… 4.0% ↓
全体	…… 2.3% ↑

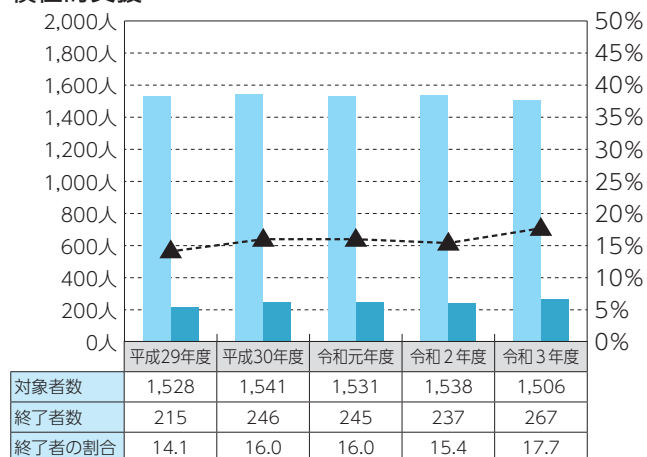
※表中()内は、令和2年度利用状況になります。
※被扶養者等には、任意継続組合員およびその被扶養者を含みます。
※目標実施率は第3期特定健康診査等実施計画により設定した率です。

過去5年の保健指導終了者の状況推移

動機付け支援



積極的支援



■ 対象者数 ■ 終了者数 ▲ 終了者の割合

特定保健指導の対象となった方へ

特定健康診査を受診した結果、特定保健指導の該当となった方には、共済組合から保健指導の「利用券」を交付しています。保健指導は、医師や保健師、管理栄養士など専門家の指導が無料で受けられますので、ぜひ利用してください。生活習慣を改善し、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病を予防しましょう。

特定健康診査・
特定保健指導を
受けないと…

自分の健康状態の確認や、健康を取り戻すための機会を逃すだけでなく、共済組合が負担している「後期高齢者支援金」※にペナルティ(加算)が課せられます。支援金が増えると共済組合の短期財政は圧迫されるため、皆さんの掛金(保険料)に影響しますので、積極的に受診、利用をしましょう。

注 後期高齢者医療制度を支えるため、共済組合や健保組合が負担する費用

お問い合わせ | 医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

保健事業検討会を開催しました

令和4年7月14日および8月26日に保健事業検討会を開催し、令和6年度以降の人間ドック等各種検診料助成等の実施方法について検討いたしました。

本検討会において、取りまとめられた次の見直し案は、9月26日開催の理事会議に報告し、了承されました。

- ① 人間ドック検診料助成の受診者要件の追加
- ② がん検診助成の検診項目の見直し
- ③ 定額助成への移行
- ④ 助成券交付事務への移行
- ⑤ スポーツ奨励助成の段階的な廃止



健康講座「RIZAP オンラインセミナー」を開催しました

今年度の健康講座は、組合員等の生活習慣病予防および健康維持、運動習慣の定着を目的として、計4回「RIZAPオンラインセミナー」を開催しました。

多数の方にご参加いただき、アンケート結果からも「参加してよかった」、「また開催してほしい」などの声をいただきました。

回	開催日	講座内容(テーマ)	参加者数
1	6/11(土)	スタートアップ編～運動習慣の定着を！～	75人
2	7/30(土)	テレワーク・デスクワーク編～お仕事中でもできる運動を～	37人
3	9/17(土)	筋力低下予防編～筋力低下のリスクを知る～	43人 (486件)
4	11/5(土)	ステップアップ編～さらなるレベルアップを！～	36人 (565件)

※参加者数欄の()内はアーカイブ視聴件数

共済組合では今後も各種健康講座を開催する予定です。皆さんの参加をお待ちしています。

お問い合わせ | 医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

このような場合はご連絡ください

マイナンバーカードの利用により、マイナポータル*等で資格情報、所在地につながる情報(所在の都道府県または市町村名)、特定健康診査情報等を閲覧することができます。

配偶者からの暴力(DV)・児童虐待・ストーカー行為等の被害を受けて避難されている方について、共済組合ではその所在地につながる情報(所在の都道府県または市町村名)を秘匿する対応を行いますので、該当案件がある場合は、電話により資格管理課審査担当(TEL 026-217-5669)へ連絡をお願いします。

※マイナポータルは、行政機関等が保有する自身の情報確認、行政機関等からのお知らせ通知などを受信できる行政手続のオンライン窓口です。

お問い合わせ | 資格管理課 審査担当 TEL 026-217-5669

皆さんの医療費は!?

医療費統計vol.65 | レセプト1件当たり日数と1日当たり医療費、および傷病分類別の総医療費等

共済組合では、毎年レセプト(診療報酬明細書)や特定健康診査結果等のデータを分析し、より効果的・効率的に保健事業を推進するために、PDCAサイクルに基づいて第2期データヘルス計画を推進しています。

今回はレセプト1件当たりの日数と1日当たり医療費、および傷病分類別の総医療費とレセプト件数の経年変化について、ご紹介します。

1 レセプト1件当たり日数の経年変化

1件当たり日数は、一つの疾病の治療のために医療機関に通った日数(または、入院日数)を表し、診療実日数をレセプト件数で除したものです。入院の1件当たり日数が多ければ概ね入院期間が長く、外来の1件当たり日数が多ければ通院頻度が高いと考えられます。共済組合のレセプト1件当たり日数は、令和3年度も減少傾向が続いています。

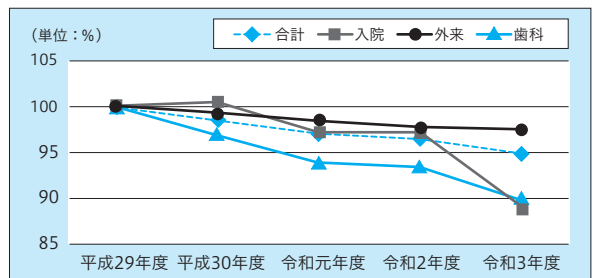
●レセプト1件当たり日数の推移

全体(組合員・被扶養者)

(単位:日)

	1件当たり日数				
	平成29年度	平成30年度	令和元年	令和2年度	令和3年度
合計	1.50	1.48	1.46	1.45	1.42
入院	9.44	9.48	9.17	9.16	8.40
外来	1.35	1.34	1.33	1.32	1.31
歯科	1.60	1.55	1.51	1.50	1.44

●平成29年度を100%としたときの1件当たり日数の推移



2 1日当たり医療費の経年変化

1日当たり医療費は、医療費の単価を表し、医療費を診療実日数で除したものです。1日当たり医療費が高ければ、1回の診療あるいは1日の入院でかかる費用が高いものと考えられます。

1件当たり日数が短く、1日当たり医療費が高くなっている背景には、患者への負担が少ない治療技術の普及で入院日数が短縮されたことが考えられ、令和3年度もその傾向が続いていると思われる。

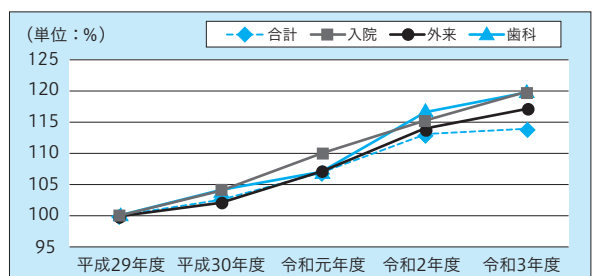
●1日当たり医療費の経年変化

全体(組合員・被扶養者)

(単位:円)

	1日当たり医療費				
	平成29年度	平成30年度	令和元年	令和2年度	令和3年度
合計	13,234	13,563	14,131	14,971	15,070
入院	49,849	51,803	54,786	57,563	59,767
外来	7,372	7,506	7,910	8,397	8,634
歯科	6,332	6,592	6,784	7,391	7,585

●平成29年度を100%としたときの1日当たり医療費の推移



3 傷病分類別の総医療費、レセプト件数(令和3年度の上位10傷病)の経年変化

下図に直近3年間の傷病分類別の総医療費とレセプト件数をまとめました。

令和2年度は新型コロナウイルスの感染を心配した受診控え等の影響により、呼吸器を中心に総医療費、レセプト件数ともに減少しましたが、令和3年度はほとんどの傷病の総医療費、レセプト件数が増加しました。

全体(組合員・被扶養者)

(単位:千円)

傷病分類	総医療費		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新生物	730,641	658,423	748,552
呼吸器	615,717	365,573	486,591
循環器	452,865	426,028	425,562
内分泌	333,398	358,134	391,790
筋骨格	332,652	372,637	384,054
腎尿路	334,021	310,477	329,769
消化器	326,566	283,213	304,591
神経系	262,293	278,574	299,417
精神	273,710	258,408	268,788
眼	196,620	192,621	212,892

全体(組合員・被扶養者)

(単位:件)

傷病分類	レセプト件数		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
呼吸器	71,569	42,358	48,856
皮膚	30,259	30,843	32,293
眼	29,054	26,977	28,682
精神	19,086	19,156	21,342
循環器	19,594	19,733	21,232
内分泌	18,460	18,754	20,987
筋骨格	18,650	18,330	20,541
消化器	14,521	12,853	14,791
腎尿路	12,204	12,350	13,943
新生物	11,263	11,272	12,252

医療費通知の実施 ～令和5年1月中旬に発送します～

共済組合は、組合員および被扶養者に医療費の状況について理解と認識を深めていただくため、医療費通知を実施しております。

また、医療費通知は、所得税等の医療費控除の申告手続における「医療費控除の明細書」として活用できます。

医療費通知について

- 通知発行年月……………令和5年1月(中旬)
 - 通知対象診療月……………令和4年1月～
令和4年10月診療分
- ※皆さんのお手元に令和5年1月末までに届くように作業をするため、令和4年10月診療分までとさせていただきます。

医療費通知を医療費控除の申告手続に 活用する際の留意事項

- 医療費通知を医療費控除の明細書として添付する場合は、原本を添付してください。
- 令和4年11月、12月診療分は、医療機関等が発行した領収書に基づき、申告者が医療費控除の明細書を作成して確定申告書に添付してください。
- 市販薬の購入費用や自費診療分の医療費は医療費通知に反映されません。
- 公費負担医療、自治体単独医療費助成など、医療費通知に反映されないものがある場合は、ご自身で実際に負担した額に訂正してください。

- 医療機関等の名称の欄が空白の場合は、領収書に基づき補完記入してください。
- 医療機関窓口で支払う自己負担額の端数処理と医療費通知に記載する医療費の端数処理の方法は異なりますが、税務当局と調整済みですので、訂正は不要です。

その他不明な場合は、国税庁ホームページでご確認いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

△ ATTENTION

医療費通知は、医療機関等からの診療報酬明細書(レセプト)等を基に世帯単位で作成するため、組合員と被扶養者が同じ通知に記載されます。被扶養者の方にもこの通知の実施をお伝えいただき、差し支えがある場合はお申し出ください。特段不要である旨等の意思表示がない場合には、同意いただいたものとして、通知させていただきます。

なお、**医療費通知の再交付はできません。**

ただし、令和3年分については、修正申告等を行うために必要となる場合には再交付することができます。

【お問い合わせ】 医療福祉課 医療担当 TEL 026-217-5651

ジェネリック医薬品切替差額通知の実施 ～令和5年2月中旬に送付予定です～

送付対象者

慢性疾患(高血圧、糖尿病、脂質異常症や花粉症など)で薬を服用している組合員およびその被扶養者で、差額の幅が最も大きいジェネリック医薬品に切り替えた場合、削減可能合計額が300円以上見込まれる方。

窓口での自己負担額を軽減し、医療費の増加を抑制する対策の一つとしてジェネリック医薬品の使用促進を進めています。

差額通知を参考にジェネリック医薬品への切り替えをご検討くださるようお願いします。

詳しくは医師・薬剤師にご相談ください。

【お問い合わせ】 医療福祉課 医療担当 TEL 026-217-5651

「紫雲荘」の閉館について

岐阜県市町村職員共済組合の保養所「紫雲荘」は、令和5年3月31日をもって閉館となります。

【お問い合わせ】 医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

ライフサポート年金配当金のお知らせ

ライフサポート年金は、毎年保険期間ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、加入者へ配当金として還付しています。

令和3年度(保険期間:令和3年10月1日～令和4年9月30日)の配当率、配当金支払予定日は次のとおりです。

●支払予定日 令和5年1月10日(火)

◇共済組合に届け出いただいている給付金口座に送金します。

◇配当金額については、専用ポータルサイト「みんなのMYポータル」上でご確認ください。「ライフサポート年金ご加入のご通知」に新規ご登録のご案内、登録ハガキを同封しましたので、ログインしてご確認ください。

●配当率

ライフサポート年金	配当率
組合員コース・配偶者コース	32.682%
組合員コース初回上乘年金・遺児育英年金コース	32.696%

●令和3年度 ライフサポート年金保険金(死亡・高度障害保険金)支払状況

ライフサポート年金	支払件数	支払年金原資
組合員コース・配偶者コース	13件	184,330,000円
組合員コース初回上乘年金・遺児育英年金コース	9件	27,700,000円

お問い合わせ | 医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

特定健診の対象年齢の加入者の皆さんへ マイナポータル上で健診結果などを閲覧できます

マイナポータル上で特定健診*の結果や薬剤情報、医療費通知などの閲覧ができます。

※生活習慣病の予防・改善のため、保険者が40～74歳の方を対象に実施する健診

健康診断結果

服薬履歴

医療費通知情報

マイナポータル

政府が運営するオンラインサービス。自分専用のサイトから、行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを受け取れたりします。

この仕組みを用いて、健診の結果を閲覧できるよう、下記のスケジュールでデータを登録する予定です。

登録対象外となる場合 ・妊産婦等、特定健診の除外対象者の場合
・特定健診の実施年度途中に加入、脱退等により異動した者の場合 等

令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日)
健診実施分登録予定時期

令和4年11月1日登録完了

令和4年度以降(令和4年4月1日以降)
健診実施分登録予定時期

健診受診年度の翌年度の11月1日までに登録完了予定

お問い合わせ | 医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

こころとからだの健康相談窓口

ストレスや心身の不調に気付いても、「こんなことで相談するなんて恥ずかしい」、「上司(職場)に相談するまでのことではない」、「職場に迷惑をかけたくない」等職場に知られずに相談したいと思っているあなたへ

プライバシーを厳守する相談窓口です。
安心してご相談いただけます。

専用ダイヤル
(24時間・年中無休) **0120-925-798**

ベストドクターズ・サービス

三大疾病などにかかったとき、専門医の治療・セカンドオピニオンを確実に受けられるよう手配、ご案内します。

お問い合わせ | 医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

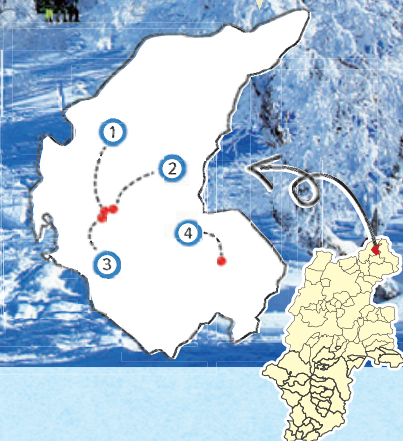
湯の郷に満ちあふれる 歴史と文化

nozawaonsen 野沢温泉村

野沢温泉村データ (2022年10月現在)

面積: 57.96km² 人口: 3,341人
HP: <https://www.vill.nozawaonsen.nagano.jp/>

野沢温泉村の魅力、
おすすめ情報を
ご紹介します!



◀野沢温泉村役場 総務課 宮崎 千之さん



長野県の東北部に位置する野沢温泉村。広大なブナ原生林を有し豪雪地帯としても有名な野沢温泉村は、「温泉」の名が付く日本唯一の村で、日本屈指の温泉地として知られています。温泉街の外湯めぐりをはじめ、夏はキャンプ、冬にはスキーやスノーボードなどのウィンタースポーツを楽しむ人々で賑わいます。

外湯めぐりのシンボリック存在



① 大湯 (共同浴場)

野沢温泉村には天然温泉かけ流しの外湯が13か所あります。その中でもシンボリック的存在なのが「大湯」。江戸時代の趣を感じられる湯屋建築が特徴的です。源泉の温度は66.4℃と高温ですが、あつ湯とぬる湯に分かれているので体を慣らしながら温泉に浸かってリフレッシュできます。

☎ 0269-85-3155 (野沢温泉観光協会) 🏠 野沢温泉村豊郷8765
🕒 4~11月 (5:00~23:00)、12月~3月 (6:00~23:00)



それぞれの外湯は「湯仲間」という地域住民が管理、維持しています。

野沢温泉の総鎮守



② 湯澤神社

建築や彫刻は江戸時代に活躍した工匠岩崎嘉市良重則の作とされており、境内には百段余りの石段や松尾芭蕉句碑などの石碑が並んでいます。毎年9月には例祭があり、天狗のお面をつけた猿田彦の神事や灯籠行列、獅子舞が登場し、伝統の舞が行われます。

☎ 0269-85-3155 (野沢温泉観光協会) 🏠 野沢温泉村豊郷9310

二日間にわたりに行われる湯澤神社例祭





③ おぼろ月夜の館 斑山文庫

童謡「春が来た」「故郷」「朧月夜」などの作者で、国語・国文学者の高野辰之氏を称えた記念館。館内には高野辰之氏の原稿や収集品、書斎の復元を展示しているほか、企画展、コンサートなども開催されます。館内の窓に飾られた、歌詞をモチーフに作られたステンドグラスも見どころです。

☎ 0269-85-3839 ㊦ 野沢温泉村豊郷9549-6
 ⌚ 9:00~17:00 ㊦ 月曜日(祝日の場合は翌日)
 ㊦ 大人300円、小・中学生150円

夏は避暑地、
冬はウィンタースポーツを
楽しむ



④ 上ノ平高原

標高1,650mの毛無山の山麓に広がる高原。サマーシーズンには上ノ平ピクニックガーデンでの散策やスタカ湖キャンプ場でのキャンプを堪能でき、ウィンターシーズンには極上のパウダースノーで知られるスキー場として観光客を楽しませます。温泉街と高原をつなぐ長坂ゴンドラリフトからは、壮大な景色が見渡せます。

☎ 0269-85-3166(野沢温泉スキー場) ㊦ 野沢温泉村豊郷7653
 ⌚ 11月下旬から5月連休まで、約半年は一面雪景色でスキーシーズン

年間イベント情報



300年もの歴史をもつ、
道祖神祭り

6月	つつじまつり たけのこまつり
8月	やまびこまつり
9月	湯澤神社例祭
1月	野沢温泉の道祖神祭り

新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントが中止となる場合があります。
 詳しい情報は、ホームページ等でご確認ください。

e-Products

野沢温泉村の
いいもの

野沢菜漬け



野沢菜の発祥の地として知られる野沢温泉村。浅漬けや本漬けなど、漬ける期間で味わいも変わります。

あけび 蔓細工



奥信州の山地に自生するあけびの蔓を利用して編まれた籠類や玩具。「鳩車」は子孫繁栄を願う民芸品として有名です。

e-Thing

野沢温泉村 イチ推し!

天然雪100%「野沢温泉スキー場」

私がおすすめる観光スポットは「野沢温泉スキー場」です。日本有数の広大なスキー場には44のスキーコースがあり、1日では滑りつくせません。世界最新鋭の長坂ゴンドラリフトは全面ガラス張り、北信州の山々の景色を楽しむことができます。また、日影ゲレンデにはジップラインやお子様楽しめるキッズパーク「ナスキーパーク」もあり、様々な年代の方が楽しめるスキー場となっています。

樹氷の輝きが
美しい!
広大なゲレンデ

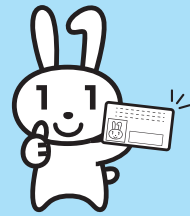


野沢温泉スキー場は
来シーズンで
開業100周年を迎えます!



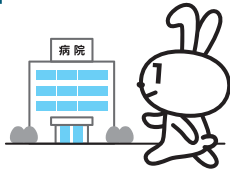
マイナンバーカード

これからの暮らしに、手放せない一枚！



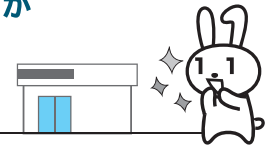
健康保険証として使える！※1

本人が同意すれば、全国どこにいても、医療機関や薬局で過去の服薬履歴や特定健診情報などが確認できます。



コンビニで各種証明書が取得できる！※2 ※3

忙しくて市区町村の窓口に行けないときも、コンビニで住民票の写しなどの公的な証明書を発行できます。



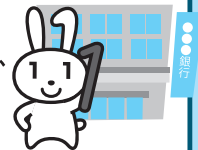
本人確認書類として使える！

マイナンバーと本人確認書類が同時に必要な場面も、これ1枚でOK！他にもライブ会場の入場や会員登録など幅広く使えます！



給付金の受け取りがスマートに！

公金受取口座を登録することで、年金や児童手当など、今後申請をするときに、口座情報の記入や通帳の写しなどを提出する必要がなくなります。



オンラインで行政手続きができる！※2 ※4

確定申告(e-Tax)をはじめ、子育てなどに関する手続きもオンライン申請で便利に行えます。



新型コロナワクチン接種証明書がスマートフォンアプリで発行できる！

日本国内用と海外用の接種証明書をスマートフォンアプリで取得でき、アプリを起動すればいつでも表示できます。

※アプリに対応しているスマートフォンが必要です
※海外用の接種証明書の取得のためには有効なパスポートが必要です



便利な「マイナポータル」が使える！※2 ※4

ご自身の情報の確認やオンライン申請ができる自分専用サイト「マイナポータル」が使えるようになります。



民間のサービスにも拡大中！※4

各種オンライン決済サービスにおける口座登録、オンラインでの住宅ローン契約や証券口座開設などのときに使えて、書類郵送などの手間がかかりません。



※1 対応する医療機関・薬局は順次拡大していきます ※2 市区町村によってサービスが異なります ※3 毎日6:30から23:00まで利用できます(市町村により異なる場合があります)
※4 マイナンバーカード読み取りに対応しているスマートフォン又はICカードリーダーとパソコンが必要です

マイナンバーカードのお問い合わせ

公式サイト

マイナンバーカード総合サイト

検索

<https://www.kojinbango-card.go.jp>



マイナンバーカードの最新情報



そろそろあなたもマイナンバーカード

検索

<https://mynumbercard.soumu.go.jp/>



お問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー

0120-95-0178

平日 9時30分～20時00分 土日祝 9時30分～17時30分(年末年始を除く)

マイナンバーカードの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合 050-3818-1250

■This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese. 0120-0178-27



頭の体操を しましょう!

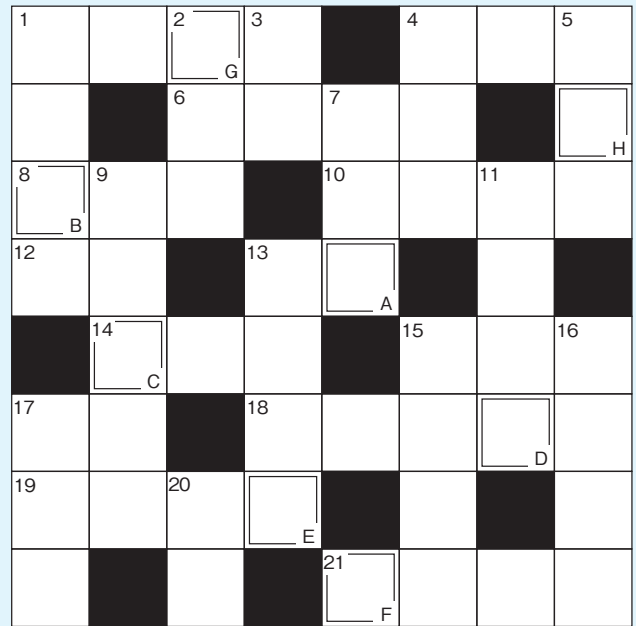
ご応募いただいた正解者の
中から抽選で5名の方に
記念品 **図書カード** を進呈します。



クロスワードパズル

全部できたら二重ワクの8文字をA B C順に読んでください。そのことばが答えです。

- タテのカギ**
- ① 維新の三傑の一人 ○○○○隆盛
 - ② 付け加える必要のないもの。
 - ③ 東京ディズニーリゾートがある都道府県。
 - ④ ノルウェー王国の首都。
 - ⑤ ジュースやケチャップに加工されます。
 - ⑦ Jリーグの強豪、○○○アントラーズ。
 - ⑧ 昼間のあいそです。
 - ⑨ 鳴門海峡のものが有名。
 - ⑩ ビリヤードのある国です。
 - ⑪ この布で窓からの光を遮ります。
 - ⑫ 記録や公表をしないことを条件にする発言。
 - ⑬ 万障繰り合わせて○○○をつける。
 - ⑭ 刺身や吸い物のあしらいに用いる野菜や海藻。



ヨコのカギ

- ① 両手を地につけ、両足を上にあげます。
- ④ ○○○キャンプ・○○○レース・○○○パイ。
- ⑥ 顔面にできる茶色の細かい斑点。
- ⑧ ○○○豊穰を願うお祭り。
- ⑩ ○○○⇄玄人。
- ⑫ ○○も実力のうち。
- ⑬ 願い事を書いて社寺に奉納します。
- ⑭ 待ち合わせの○○○と場所を指定する。
- ⑮ 電卓・時計などで有名な日本企業。
- ⑰ 連勝中の横綱に○○が付く。
- ⑱ リーグ戦の終了後に行われる勝者決定戦。
- ⑲ 一般に禁じられていること。
- ⑳ 島根県北東部の海跡湖。

▶応募について

はがきまたはEメールでご応募ください。

応募資格：組合員の方(おひとり様1通まで)

Eメール▶ soumu@nagano-kyosai.jp

応募締め切り▶ 1月24日(火)当日消印有効

解答は次号「共済だよりE-Life5月号」に掲載いたします。

なお、お寄せいただきましたご意見等は、今後の事業および広報活動の参考とさせていただきます。

抽選の結果は記念品の発送をもって発表にかえさせていただきます。

- ① 解答
- ② 氏名(フリガナ)
- ③ 所属所(勤務先)・所属課
- ④ 共済だより1月号のご感想・ご意見やご要望など

郵便はがき
380-8586

長野市権堂町2201番地
権堂イーストプラザND
長野市町村職員共済組合
総務課

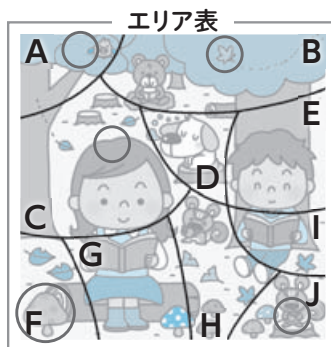
10月号の解答

前回の解答

A B C F J

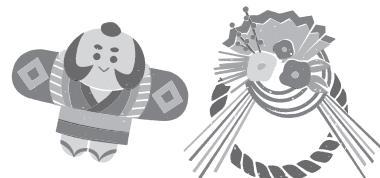
32名の方にご応募いただき、ありがとうございました。

正解者32名のうち、5名の方に記念品をお送りいたしました。



※個人情報の取り扱いについて

ご記入いただきました個人情報は厳重に保護・管理し、記念品の抽選および発送として活用する目的以外に使用することはありません。



当館自慢

This Hotel Boasts

長野県市町村
職員共済組合
組合員の皆様へ

信州上諏訪温泉

おためし

SYUKU
HAKU
PLAN

宿泊

和モダンビュ
レイク客室

55m

※お料理の写真はイメージです。
※季節によりメニューは変更いたします。

お一人様1泊2食付き 2名様より8名様まで利用可能

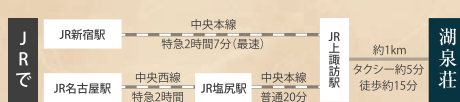
12,900円(税込) ~ (入湯税別)

※上記価格は、契約施設利用助成券をご使用後の金額です

プラス

2,200円(税込)で
お得なプランもございます

詳しくはお問い合わせください



信州 上諏訪温泉

湖泉荘

ご予約・お問い合わせ

TEL.0266-53-6611

〒392-0027 長野県諏訪市湖岸通り1-13-8 www.kosensou.com



※宗教団体・思想団体・政治団体・暴力団等の入館は一切お断りします。

共済だより

E-Life

2023年1月発行
No.507

編集・発行／長野県市町村職員共済組合

長野市権堂町2201番地 権堂イーストプラザND

TEL.026-217-5600/FAX.026-217-5736